税制調査会(第25回総会)議事録

日 時:令和5年6月6日(火)13時00分

場 所:WEB会議(財務省第3特別会議室を含む)

○委員

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第25回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりです。

オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の方との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

さて、本日も前回に引き続き、答申取りまとめに向けた起草会合として進めてまいります。したがいまして、皆様から忌憚のない御意見を伺うため、非公開としております。オンラインでのリアルタイム中継やプレスの方々の傍聴はございません。

会議終了後の記者会見は、前回同様、開催することといたしまして、私の方から記者の皆様に議論の概略をお伝えいたします。

また、後日、発言者名を伏せた上で議事録を公表することとしておりますので、そ の点、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

初めに、本日の会議の流れを申し上げます。

本日は机上に総論及び各論の文案を提示させていただきました。

まず総論について、前回の文案からの修文点などを事務局から御説明いただき、その後、引き続き各論に関して事務局からポイントを簡潔に御説明いただいた上で意見 交換に移りたいと考えております。

なお、本日に関しましても、机上に配付させていただいた文案に関しては、情報管理の観点から、会議終了後回収とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

では、まず総論についてですが、私の方で、前回の起草会合において皆様から頂戴 した御意見をどのように文案に盛り込めるか、表現ぶりなども含めて検討し、可能な 限り皆様の御意見の御趣旨を反映できるよう修文等を試みました。

前回御提示した文案からの見え消し版で御用意いたしましたので、事務局から修正 点について御説明いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

では、事務局より、委員の皆様からいただいたコメントを踏まえまして、会長と御相談の上、修正された部分、特に複数の委員からコメントいただき大きく変わった部分を中心に簡単に御説明させていただきます。

まず、本体の2ページ目でございます。

公共財と租税の役割という部分でございますけれども、この部分、非常に教科書的であって純粋公共財の説明から始まることの違和感があるというような御意見をいただきました。そういった御指摘を踏まえまして、福祉国家的な機能を含みます公的サービスという概念に包含いたしまして、純粋公共財という部分は次のページの参考という欄に外部不経済と併せまして、いわゆる市場の失敗というようなセットとして記載するということにしております。

続きまして、4ページ目でございますけれども、将来世代に向けてというスタンスをもう少し明確に書くべきではないかというような御意見をいただきましたので、人口減少社会において数が少なくなっていく将来世代の利益も念頭に、税財政の在り方について議論していく必要があるという旨の記述が追加されております。

続きまして、7ページ目でございますけれども、タックス・ミックスの議論の中で、消費税の逆進性と生涯の消費に対する比例税的な位置づけについて複数の委員から御意見をいただきました。それを踏まえまして、消費課税は世代や就労の状況にかかわらず、国民が幅広く負担を分かち合うことができ、また、累進的な負担を求めにくいものの、生涯にわたる消費の大きさに応じて比例的な負担を求めることができるという旨を新たに記載されております。

次に9ページ目でございますけれども、税と社会保険料のそれぞれの位置づけについて明確にすべきというような御意見を複数の委員からいただきましたので、ここに将来のリスクに対して事前に費用を出し合って助け合うという保険の仕組み、それから、給付に対する権利性を有するという保険料と租税とは異なるということについて記載されております。

次に12ページ目でございますけれども、租税の中立性に関する記述でございますが、 納税者への選択への中立というように概念を整理しまして、職業選択、資産移転、企 業立地などの納税者の選択をゆがめないようにするという定義を明確化というように されております。

次に13ページでございますけれども、租税特別措置に関する記述ですが、これも複数の先生方から御指摘を受けまして、租税原則から見て例外的に措置するものであるというような位置づけ、それから、アウトカムが現れなければ廃止する方針というのをビルトインしていく必要があるということが記載されております。

14ページ目、租税の十分性につきましては、多くの委員の先生方から定義の深掘りと強調が必要ではないかというような御意見をいただきました。それを踏まえまして、

まず社会保障の費用が増大する中、将来世代の利益も念頭に、財政の持続可能性を損なわないために必要な租税負担を社会全体で分かち合うということ。ただし、公的サービスの内容や水準についても租税を負担する国民が納得のいくものでなければいけないということについて記載するということにしております。

次に26ページ目でございますけれども、昭和62年、63年の抜本的税制改革に関する パートでございますが、この冒頭におきまして、シャウプ勧告以来の直接税中心主義 から消費税創設へと動いていく背景について記載されております。

また、28ページの脚注には、これも先生方からの御指摘を踏まえまして、平成9年の5%への引上げが経済不況の原因となったという見方に対して、アジア通貨危機ですとか我が国における金融危機といった当時の事情について記載されております。

続きまして、38ページでございますけれども、ここからいわゆる第三節、経済社会の構造変化のパートが始まる部分でございます。ここで、働き方の多様化ですとか経済のデジタル化、グローバル化といった社会の変化、それから、格差をめぐる状況の変化やエネルギー問題といった社会課題、少子高齢化や安全保障などの構造問題について、最初に概要を紹介するというような構成にしております。そうした中で、コロナ禍における財政出動でさらに深刻化した財政状況も踏まえて、ここでまた将来世代へ負担を先送りしている状況を続けないように租税の財源調達機能を十分に果たしていく必要がある旨が記載されております。

複数の先生方から租税原則のパーツとこの「我が国財政の構造的な悪化」という9番の部分が非常に場所が離れ過ぎているという御指摘を受けまして、この経済構造変化の最初のパーツで一度、この財政的な構造の悪化についても触れているというような構成にすることにしております。

続きまして、飛んで77ページでございますけれども、地域活性化の取組の部分でございますが、委員の先生から地域社会を支える中小企業の役割について記載してはどうかという御意見をいただきましたので、78ページにおきまして中小企業をはじめとした企業など多様な主体が連携して取組を推進していくことが期待されることが追記されております。

続きまして、83ページでございますけれども、内閣府の「中長期試算」を紹介する 部分でございます。委員の先生からの御指摘を踏まえまして、ベースラインケースに おいて国・地方のプライマリーバランス赤字が継続し、中長期的にはその赤字幅が拡 大していく見通しが示されているという旨を記載することにしております。

最後に、88ページでございます。88ページからの3ページは新たにお見せするところでございます。この部分、複数の先生方から、あるべき社会について記載するべきというような御意見をいただきました。これは答申全体へのコメントでございましたけれども、この最後、経済社会の構造変化の最後の受ける部分であり、また、各論へのつなぎのパートでございますが、この中で今を生きる私たち現在世代、そして、こ

れからを生きていく将来世代が、将来に希望が持てるような、公正で活力ある社会という姿を冒頭に書いてございまして、これ以降、個人所得税から資産課税、消費税、 法人税といった各個別の税目のあるべき姿の各論の要約的なものをイントロとしてここに記載するということにしております。

総論部分の修正点は以上でございます。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。

それでは、引き続き各論に関して事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

私の方からは、今日の資料でいいますと91ページから始まります「第2部 個別税目の現状と課題」の最初の「I. 個人所得課税」パートのポイントを御説明申し上げます。

まず全体の構成ですけれども、大きく1ポツで所得課税の概要、後ほど出てまいります2ポツで所得課税の課題という2つのパートに分けて記述をさせていただいております。

まず1つ目の概要パートですけれども、個人所得課税につきましては、かなり仕組 みが複雑ということもございますので、少し分量をかけて丁寧に事実関係の説明をさ せていただいております。

まず91ページ、「(1)特徴と役割」という部分ですけれども、個人所得課税の基本的な特徴でありますとか税額計算の基本的な仕組みを解説した上で、個人所得課税が財源調達、それから、所得再分配、経済自動安定化という3つの機能を担う基幹税であるということを説明しております。

その上で、93ページの一番下の「(2)所得分類・課税方式」というところから、個人所得課税における10種類の所得分類の中身、それから、総合課税、分離課税といった課税方式について概説した後に、申告納税制度でございますとか、源泉徴収制度、年末調整、それから、個人住民税の特別徴収制度、こういった納税をめぐる各種の制度について概観してございます。なお、各所得分類につきましては、これまでの経緯や留意点、こういった点を95ページのところから補論という形で明朝体になりますけれども、やや詳細に一つ一つ述べてございます。

その上で、103ページの(3)というところで、課税対象からは外れる「非課税所得等」について説明を申し上げた上で、104ページの(4)というところでは、様々な所得分類に関わり、また、総合課税と分離課税という課税方式の議論とも密接に関わっている「金融所得課税」につきまして、一体化等に取り組んできた経緯というものをまとめてございます。

それから、105ページ「(5)所得控除」につきましては、基礎控除、配偶者控除、 扶養控除といった「基礎的な人的控除」、2つ目として障害者控除、ひとり親控除と いった「特別な人的控除」、それから、3つ目として雑損控除ですとか医療費控除といった「その他の控除」、この3つに分けて解説を加えております。

なお、配偶者控除、それから、配偶者特別控除につきましては、前回御議論賜りましたけれども、いわゆる「103万円の壁」という議論につきまして、制度的には解消しているということを丁寧に解説するとともに、この調査会での御議論も踏まえて行われました平成29年度税制改正の内容というものを紹介した上で、今後とも検討が必要なことを明記してございます。

それから、112ページ「(6)税率構造」の部分で、近年の税制改正に伴う税率構造の変遷でございますとか、足元の実効税率の現状等について説明してございます。

それから、113ページ「(7)課税単位」でございます。ここについての御説明の中では、関連するトピックであるN分N乗という方式についても参考として記載をしてございます。

それから、114ページ「(8)個人所得課税に係る税負担の状況」という項の下で納税者数の推移、適用税率別の納税者分布、税収の状況、それから、マクロで見た個人所得課税の負担率、こういったものを御紹介した後、ミクロで見た所得税負担率への対応として、いわゆる「一億円の壁」として指摘される状況ですとか、令和5年度税制改正において導入されました「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」、この中身についても御説明してございます。

ここまでの現状整理のパーツを受けまして、118ページから2つ目の塊、2ポツといたしまして課税のパーツでございます。

個人所得課税につきましては、本調査会においても平成27年、28年頃の論点整理、 それから、令和元年答申の中でも議論を積み重ねていただいておりますので、その延 長線でまとめさせていただいてございます。

まず総括的に、所得税が所得再分配機能、それから、財源調達機能を適正に発揮すべきことの重要性ですとか、個人住民税が個別団体の人口減少等の状況も踏まえて充 実強化を図ることの重要性、これを再確認してございます。

その上で、総論パーツで示された経済社会の構造変化も踏まえた課題として3つ掲げてございます。

まず1つ目、(1)として「働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築」につきましては、前回の議論もございましたように副業等の多様な働き方の出現ですとか、労働移動の円滑化の環境整備の必要性、こういった点を指摘した上で、給与、退職、年金、それぞれの課税の在り方のバランスを踏まえた検討の必要性ですとか、私的年金・企業年金に係る税制の検討の必要性を課題として明示してございます。

それから、2つ目、(2)として「所得再分配機能の観点からの検討」といたしまして、所得再分配機能の在り方としては、総合課税と分離課税、この2つを合わせ見

た形での負担率というのを考えていく必要性を指摘するとともに、人的控除の在り方につきましては、これまでの改正に引き続き検討が必要であることを明記してございます。

最後に、3つ目の塊として「税制の信頼を高めるための取組み」につきましては、 デジタル技術を活用しました納税者の利便性の向上といたしまして、個人事業主につ きましての経営基盤の構築と適正な申告・納税の好循環、それから、公平性確保に向 けた取組みとして資料情報の充実の必要性あるいは租税特別措置の整理・合理化の必 要性、こういったものを明記させていただいております。

私からは以上でございます。

○事務局

第2部、2つ目の「資産課税等」について御説明させていただきます。

まず全体の構成でございますが、資産課税全体の概要のページがありまして、その 後、個別税目について記載していく形としております。

123ページから137ページまでが1番の「相続税・贈与税」についてでございます。

「(1)相続税・贈与税の概要」でございますが、まず「相続税の意義」についてですが、8行目から過去の中期答申で示された考え方などをまとめた上で、26行目から経済社会の構造変化が進むとともに、税制の負担構造が全体としてフラット化する中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割を果たすなどとしております。

その後、124ページ「相続税の課税方式」ということで「法定相続分課税方式」の計算方法、126ページ「課税対象財産等」、127ページ「相続税の負担構造」ということで、相続税の基本的な仕組みについて記述しております。

128ページ「贈与税の意義」、「贈与税の基本的な仕組み」それから「財産の評価」についても簡潔に概要を記述しております。

それから、129ページ以降が「(2)経済社会の構造変化と近年の税制改正」としております。

まず「経済社会の構造変化」としては、経済のストック化、それから、高齢世代へ の資産の偏在などを記述しております。

131ページのところ、「基礎控除・税率構造」では、平成25年度税制改正における 基礎控除の引下げなどについて説明した上で、132ページの冒頭の辺りですけれども、 税制全体を通じた再分配機能が適切に確保されているか、相続税が十分にその機能を 発揮しているか考えていくことが必要としております。

それから、132ページのところ、「資産移転の時期に対する中立性」。これは委員の皆様にも御議論いただいてきたテーマでございますが、相続税と贈与税の構造的な関係について触れた上で、令和5年度に実施した税制改正の内容、それから、諸外国の制度・課税方式の在り方について記述しております。

それから、134ページです。中段辺り、参考になりますが、昨年秋には、相続税・

贈与税に関する専門家会合で精力的な御議論を賜りました。座長の増井先生はじめ御協力くださった委員の皆様、本当にありがとうございました。

それから、135ページ、「国外財産に係る課税関係」ということで、租税回避の防止と、それから、外国人材の受入れ促進というやや相反する観点の下で行われてきた税制改正の概要をまとめております。

それから、最後に136ページでございますが、「その他の税制改正と適正・公平な課税の実現」として、様々な租税特別措置などについて経済社会の構造変化や適用実態なども踏まえながら検討していくことが重要と記述しております。

以上が「相続税・贈与税」のパートでございます。

それから、138ページからの2つ目の「固定資産税」についてはこの後御説明があります。

その後になりますが、145ページから3番の3つ目の税目である「登録免許税」、 それから、147ページ、4つ目の税目の「印紙税」について、概要と、それから、現 状と課題を簡潔に記述しております。

以上でございます。

○事務局

私からは138ページから記載の「2. 固定資産税等」について御説明させていただきます。

まず「(1)固定資産税等の概要」におきましては、固定資産税と都市計画税の意義と課税の仕組みについて記載しております。

138ページ、16行目に記載しておりますが、固定資産税は、税収の変動が比較的小さく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、その偏在が小さいという性格を有し、市町村財政を安定的に支える基幹税としての役割を担っております。

次に140ページから「(2)近年の固定資産税の税制改正等」でございますが、措置に係る固定資産税の負担調整措置でありますとか所有者不明土地や空き家への対応に関するこれまでの税制改正の内容等について記載しております。

次に142ページから「(3)固定資産税等における今後の課題」におきましては、 固定資産税について3つの重要な課題について掲げてございます。

1つ目は「基幹税としての固定資産税」についてです。

142ページ、5行目に記載のとおり、人口減少・少子高齢化が進行していく中、市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保に努める必要があります。

2つ目でございますが「多様化する地価の動向と土地に係る負担調整措置」についてです。

各地域における地価の動向により、地域によって負担水準のばらつきが見られることから、142ページの最後の32行目以降に記載のとおり、多様化した地価の動向を見

ながら、課税の公平の観点から引き続き負担水準の均衡化を促進することが求められます。

3つ目でございますが「所有者不明土地や空き家への対応」についてです。

143ページ、16行目に記載のとおり、所有者不明土地・家屋に対して迅速かつ適正に課税していくためには、市町村において納税者の死亡情報や相続人等の納税義務者を適切に把握することが重要でございます。マイナンバーと固定資産課税台帳のひもづけを推進することなどによりまして、迅速かつ適正な課税の実現に向けて取組を進める必要がございます。

私からは以上でございます。

○事務局

149ページからの「消費課税」について御説明させていただきます。

このパートにおきましては、消費税・地方消費税、し好品課税、自動車・エネルギー関係諸税等についての記載がございます。

まず149ページから消費税が始まっておりますが、ここから162ページまでにわたりまして、消費税に関する近年の歩み、それから、課税対象、税率、中小事業者に対する特例、さらにはインボイス制度といったような基本的な税の仕組みについて概観をしているところでございます。

その上で、162ページから「消費税の特徴及び意義」ということを記しておりまして、最初に「世代間の公平」。消費税は世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く 負担を分かち合うことができること。

それから、163ページに移りまして「垂直的公平」。年間所得に着目すれば、逆進的な性格を有する面もあるといった議論もございますけれども、税制の累進性というものにつきましては、一つの税目だけで見るのではなく所得税等も含めた税制全体で見る必要があるということ。また、消費税は、特に若いときに貯蓄し、高齢期に取り崩すといったようなライフサイクルを前提にしますと、生涯所得に対する比例税という性質も有しているということも示しております。

次の164ページ「社会保障制度との関係」でございまして、消費税は社会保障財源であり、給付と負担を一体として捉え、再分配機能を総合的に評価するという視点が重要であること。

それから、社会保障制度の基本であります社会保険制度を賄う財源というのは、原則、社会保険料でございますけれども、それを補完する財源としては特定の世代に偏らず幅広く国民が負担を分かち合うことができ、かつ税収の変動も少ないという意味で消費税がふさわしいということを記しております。

それから、同じページ「貯蓄や企業活動に与える影響」でございますが、消費税は個人の貯蓄に中立的であり、設備投資や企業立地など、企業活動に与える影響も相対的に小さいという特徴を有すること。

次の165ページ「経済のグローバル化・デジタル化との関係」においては、グローバル化・デジタル化が進展する中で、このような国内外の経済主体の競争条件に中立であるという消費税の特徴は意義を増してきていると考えられること。ただし、国境を越えた役務の提供に関する執行面の課題解決のために、いわゆるプラットフォーマーを通じた課税の実現など、そういったことは重要な課題であること等を記しているところでございます。

167ページは「地方消費税」について記載されておりまして、地方消費税について、 社会保障サービスの多くは、地方公共団体を実施主体として提供されており、今後、 社会保障サービスの増大が見込まれる中、持続可能な地方税財政基盤を確立していく 上で重要な役割を担っていること等を記して記載しております。

169ページから176ページにわたりましては「し好品課税」について記載しております。酒類やたばこについては、従来より特殊なし好品であり、一定の財政収入を確保できること等に鑑み、財政物資として高い税負担を求めてきていること。その上で、同種・同等のものには同様の負担を求めることが要請されていること。また、こうした基本的考え方に沿って、酒税改革やたばこ税の税率引上げあるいは加熱式たばこの課税方式の見直しなどの対応を行ってきたこと等を記載しているところでございます。

○事務局

177ページから、自動車・エネルギー関係諸税等について、それぞれ簡潔にまとめているものですけれども、時間の制約もございますので昨年の秋の御議論の中で多くの御意見を頂戴いたしました自動車関係諸税について、ここでは御説明させていただきます。

自動車関係諸税についてですけれども、その課税趣旨や道路特定財源であったものが一般財源化された後の改正の歴史について概観しました上で、歳出と歳入ですが、CASEといった100年に一度の構造変化に自動車産業が直面しており、対応した支援策が必要であること。また、道路インフラや交通ネットワークの維持といったモビリティーを取り巻く財政需要についてもこれまで以上に増加していくこと。一方、それを支える税収についてかなり減少傾向にあることを指摘いたしまして、電気自動車の普及などを念頭に置いた自動車関係諸税の見直しの必要性について記載させていただいております。

○事務局

186ページから「法人課税」についてでございます。

大きな構成でございますが、1ポツが「法人税」、2ポツが「地方法人課税」となってございます。このうち、1ポツの「法人税」につきましては「(1)法人税の概要」「(2)これまでの法人税改革」「(3)企業をとりまく経営環境の変化」「(4)法人税制における今後の課題」という構成になってございます。

186ページ、まず「法人税の概要」でございますが、法人税は経済社会の一員であ

る法人が得た利益を基礎として税負担を求めるものであること。基幹税として安定的な財源調達における主要な役割を果たしていること。また、187ページになりますけれども、課税所得につきまして、会社法上の確定決算に基づいて計算することを原則としながら、課税の公平性、中立性の観点から税法で必要な調整を加えるといった基本的な考え方を示してございます。

188ページのコラムでございますけれども、課税ベースについてキャッシュフロー 課税等の国際的アカデミックな議論、また、こうした議論を背景とした2016年の米国 下院共和党の提案による仕向地主義のキャッシュフロー課税について御紹介をしてご ざいます。

188ページ「税率」でございますけれども、税率は単一税率を基本としながら、中小法人と公益法人については課税上の一定の特例が設けられていることが記載されております。中小法人、公益法人の課税の概要につきましては、189ページ、190ページに項目立てをして記載してございます。

190ページ「租税特別措置」でございますけれども、租特は特定のものの負担を軽減することで特定の政策目的を達成するために講じられるものという意義を示し、その上で、租特透明化法に基づく実態調査や政策評価法に基づく各省庁における政策評価、総務省における点検といった検証プロセスについて示してございます。

191ページ「(2)これまでの法人税改革」といたしまして、主要国の法人税率は1980年代より引き下げられたこと。また、我が国においても昭和62年、63年度から断続的に法人税率の引下げ等が行われたこと。これらに加えまして、組織再編税制の整備、連結納税制度、グループ法人税制の導入、外国子会社配当益金不算入制度の導入などを御紹介しております。

193ページ「企業活動の状況」といたしまして、海外への設備投資は増加傾向である一方で、国内設備投資は横ばいである。無形資産投資や賃金水準は低迷している。利益の増加等を背景に配当が増えているといったような状況を示してございます。

また、「成長志向の法人税改革」前後の法人税関連指標についても参考として記載をいたしております。ただ、マクロ経済等の影響も多く受けるものでございますので、こうした改革自体の評価については今後の客観的・実証的な検証が求められるというようにしてございます。

197ページ「経営環境の変化」でございますけれども、グローバル化の進展を背景に、我が国の企業が海外進出をしてきたこと。また、こうした中で経済安保の確保の必要性が出てきていること。デジタル化の進展を背景に新たなビジネスが生まれる、あるいはビジネスの多様化が生じていること。マルチステークホルダーへの配慮などを通じて成長と分配の好循環を実現していく必要があるといった点を取り上げてございます。

199ページ「法人税制における今後の課題」でございますけれども、まず「① 基

幹税としての役割」として、法人税については引き続き基幹税として主要な役割を果たしていく必要があるとしております。

「税率」につきましては、我が国の立地競争力等の観点も必要である。一方で、企業活動をめぐる状況は法人税率の水準に限られるものではなく、様々な要因、為替や生産コスト、物流あるいは各国の財政事情、タックス・ミックスの在り方などによって決定されるものというように示してございます。

200ページでございますが、「租税特別措置」につきまして、租税原則のゆがみを 生じさせるものであり、それでもなお必要性・有効性が求められるものに限定する必 要があること、租特は呼び水であって、次元を区切って措置すべきものであるといっ たような点に加えまして、税制による投資コストの低減のみで企業行動を変えること には限界があるという点にも触れてございます。

また、EBPMによるデータを用いた効果検証や不断の見直しが必要であること。期限の到来する措置については、期限どおりに廃止すべきこと、ゼロベースで見直すべきこと。

税額控除のような直接的な資金支援につきましては、補助金のようなチェック機能が設けられているものではなく、特にその在り方について見直す必要があるといったことが示されてございます。

202ページ「中小法人税制」でございますが、中小法人は地域経済の担い手であり、より大きな存在へと成長することが望ましく、税制もそれと整合的であるべきこと。

「公益法人税制」につきましては、経営形態間での課税の公平性を確保していることが重要であるといった指摘がございます。

○事務局

「地方法人課税」について御説明させていただきます。

まず204ページの(1)でございます。「地方法人課税の概要」としまして、法人 住民税及び法人事業税の性格のほか、205ページで法人の事務所が2以上の自治体に 所在する場合の分割基準の考え方を説明させていただいております。

次に、同じく205ページの下の(2)におきまして、近年の改革としまして、税負担の公平性の確保を図るため、法人事業税に外形標準課税を導入・拡充してきたことを206ページにかけて御説明させていただいております。

続いて、逼在性の小さい地方税体系の構築のため、地方法人課税においても税源の 偏在を是正するための措置が講じられてきたことについて記載しております。

207ページに移りまして、(3)で関連する社会経済状況の変化を御紹介した上で、(4)今後の課題としまして、法人の事業活動が地方公共団体の行政サービスを受けて行われることから、法人に対しまして一定の負担を求めることは適当であり、引き続き地方公共団体の基幹税としての役割を果たすべきこと。

それから、208ページでございますけれども、こちらの5行目になりますが、外形

標準課税につきましては、減資や組織再編による対象法人数の減少などは制度導入の趣旨を損なうおそれがありまして、対象から外れている実質的な大企業を対象にしまして、地域経済、企業経営への影響にも留意しながら見直しを検討すべきこと。

それから、分割基準につきましては、産業構造の変化や事業活動の形態・働き方の 多様化など社会経済状況の変化を踏まえ、その在り方を不断に検討する必要があるこ と。

4つ目としまして、偏在性の小さい地方税体系の構築について、今後も社会経済状況の変化を把握するとともに、税源の偏在度合いや地域間の財政力格差の状況等を注視すべきこと、これらについて記載しております。

私からは以上でございます。

○事務局

私の方から209ページ以降、「国際課税」について御説明させていただきます。

まず209ページからは「国際課税の概要」としまして、国際課税の基本的な考え方 や仕組みあるいは歴史的な沿革について概観しております。

続きまして、216ページ以降、こちらにつきましては「国際課税を取り巻く経済環境の変化」ということで、経常収支の推移、とりわけ所得収支やサービス収支の状況などを踏まえまして、経済環境の変化を踏まえて考えられる国際課税上の課題というものについて書き記しております。

続きまして、221ページ以降に「BEPSプロジェクトの概要と我が国の対応状況」としまして、国際的な租税回避への対応のための従来の取組から、BEPSプロジェクトを受けた2010年代の取組について書かれております。

227ページ以降が今やっております2つの柱についてということでございまして、「4.経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応」としまして、第1の柱でございます市場国への新たな課税権の配分、それから、第2の柱でございますグローバル・ミニマム課税の導入という2つの柱から成る国際課税原則の見直しと、それから、その評価、インプリケーションについて比較的新しい話として書かせていただいております。

例えばでございますけれども、229ページの25行目を御覧いただきますと、外国子会社合算税制、いわゆるCFC税制と第2の柱との関係につきまして、こちらにございますとおり、「国際的なルールにおいても、CFC税制は『第2の柱』と併存するものと整理されており、対象となる企業の事務負担には一定の配慮を行いつつ、引き続きそれぞれの制度の目的を果たすことが重要です」というようにしております。

続きまして、232ページの10行目に飛びますと、第1の柱の交渉のバックグラウンドとして、デジタル・サービス税を幾つかの国が導入したことについて触れております。デジタル・サービス税等につきましては、0ECDにおける議論で、法人所得課税との実質的な二重課税といった問題があるのではないかということが指摘されておりま

して、これが第1の柱による多国間で協調した解決策によって解決する方が望ましい のではないかというようにされてきたと書かれてございます。

その同じページ、232ページの22行目におきまして、次に「『第2の柱』の考え方」として、企業間の公平な競争条件の確保ということを22行目のところに書いてございます。これにつきましては、前回の会合で委員から御指摘をいただきましたので、これをもう少し書き下しまして、この意味、競争条件の確保という意味を書き下しまして25行目以降に、これまでアグレッシブにタックス・プランニングを行ってきた多国籍企業が今後は低税率国を利用することが難しくなる、そういうことによって、ひいては我が国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるというように書かせていただきました。

続きまして、235ページ以降は「税の透明性の向上のための国際的な取組み」ということで、各国当局間の情報交換に関する近年の取組について書いてございます。

最後に、237ページ以降は「今後の課題」というものを書かせていただいております。今後の課題は、まずは本当に2本の柱を着実に実施していくことが非常に大事だということでございますが、その他に個人所得課税における課題あるいは租税条約、租税回避の防止等に向けた引き続きの努力を今後の中長期的に取り組むべき課題として書かせていただいております。

このうち、個人所得課税につきましては、238ページの1行目において、前回会合で委員から御指摘をいただきましたので、一番上のところに書いてありますとおり、これまで法人所得課税について、国際的な租税回避への対応や、国際的な最低課税制度の導入などの取組がなされてきましたが、個人所得課税においても同様の問題が存在すると考えられますというように書かせていただきました。

私からは以上でございます。

○事務局

私の方からは239ページ以降に記載されております「納税環境の整備」について御 説明させていただきます。

まず1ポツ目「近年の経済社会の構造変化を踏まえた納税環境の整備の意義」でございます。

冒頭に「申告納税制度を支える基本的な仕組み」について記載しております。

240ページには、納税環境の整備を考える上で重要な経済社会の構造変化を概観し、 それに伴い、確定申告手続が必要となる納税者の数の増加が見込まれるという状況や、 従来の資料情報等を活用した実態把握が可能となる仕組み、税務手続のデジタル化を 推進し、納税者の税に対する公平感を確保するための対応の必要性などが生じている 旨を記載しております。

これらも踏まえ、241ページでは、納税環境整備の意義といたしまして、納税者間の公平性の確保や税制等に対する国民の信頼性を向上させていくべきこと、税務手続

のデジタル化等を通じて社会全体のコスト削減につなげていくべきこと、事業者の経営力の強化やバックオフィスの生産性の向上に資するようにしていくべきことなどを挙げてございます。

なお、23行目以降では、納税者と税務当局の間には租税債権に関する情報の非対称性が存在し、我が国では税務訴訟における立証責任が一般的に税務当局側にあるということから、税務調査の際に納税者の側から適切な情報提供が行われなければそもそもの課税処分を行うこと自体が困難となる場合がある旨を記載させてございます。

242ページ目の12行目以降では、こうした情報の非対称性などに伴う諸課題を克服していくために、納税環境の整備といたしまして取り組んでいくべき点を三点。

一つ目は、税務手続のデジタル化等を通じて納税者の利便性と申告内容の適正性を 同時に向上させていくべきこと。

二つ目は、その際、納税者や第三者からの情報提供の重要性に鑑み、資料情報をより一層活用していくべきこと。

三点目は、税に対する公平感を大きく損なうような行為に対しては、厳正に対処していくこと。

これら三点を取り組むべき点として記載してございます。

243ページ以降では、より詳細に近年の歩みと今後の課題などに分けて整理をしてございます。

まず2ポツ目「税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上」では、244ページになりますが、(1)で納税者が保有する税務関連情報のデジタル化と記帳水準の向上を進めていく必要があることに触れた上で、245ページ(2)では、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、将来的には記入済み申告書を実現すべき旨などを記載させてございます。

249ページ以降の3ポツ目「地方税務手続のデジタル化等の推進」では、これまで eLTAXの整備など、全国統一的な充実を図ってきたことに触れた上で、eLTAXを通じ た電子申告等について、実務的な準備が整ったものから実装を進めていくとともに、 国と地方の情報連携の推進、地方公共団体における税務システムの標準化を進めていく必要がある旨を記載してございます。

251ページ以降の4ポツ目「資料情報を活用した適正な申告・納税の実現」では、 デジタル化された取引情報を納税者の申告に活用できるようになれば、納税者の申告 の利便性向上と適正な申告・納税の実現との双方に寄与し得るようになることから、 暗号資産取引やプラットフォーム事業者を介した取引に係る法定調書や報告の在り方 についても今後検討を進めていく必要がある旨を記載させていただいております。

253ページ以降の5ポツ目、税に関する公平感を大きく損なうような行為への対応では、(1)で近年、重加算税の賦課には至らず誠実に申告・納税を行う納税者の税に対する公平感を大きく損なうような事例や、納税者が行う不正に第三者が加担する

ような事例が見られる中、新たな行政上の措置等も視野に入れた検討を行う必要がある旨、256ページ(2)では、国内外における課税逃れに関する実態把握等のために 取組が必要である旨などを記載してございます。

納税環境整備に係る概要につきまして、私から以上になります。

○事務局

前回の起草会合におきまして、複数の先生方から、やはり国民の税に対する理解を 広め、深めていくことが必要ではないかというような御指摘をいただきました。これ は総論・各論ではなく全体に関わるものでございますので、最後に258ページに「お わりに」というような項目を一つ追加しております。

この部分、全体の総括といたしまして、答申に書かれている「あるべき税制」の具体化を進めていくため、国民一人一人が社会を支える税の在り方について主体的に考え、受益と負担の在り方について国民的な議論を深めていくことが重要だというような記載をされております。

5行目の「このため」以降におきましては、将来の社会を担う子供たちや若者を含む多様な世代が税制の在り方について自ら考え、議論に参画していただけるよう、様々な素材を提供し、議論を喚起していくことも必要というようにされております。

最後のパラグラフでございますけれども、当初、総論部分にありました、私たち一人一人が自分なりの理想の社会、そして、そのために必要な税制について考えるという部分をここに移しまして、その記述につなげる形で、その先に、将来に希望が持てるような社会が実現されていくことを期待していますというようにまとめさせていただいております。

以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

随分詳しく御説明いただきましたので皆さんも復習になったと思いますが、それでは、ここからは皆様から御意見を頂戴したいと思います。

御意見のある方は、会場で御出席の方も含め、画面上の「挙手ボタン」を押してください。発言順につきましては、こちらで指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにしていただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言ください。

挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、おのおのの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、その点、あらかじめ御了承ください。

なお、御発言の際には、御意見に関連するページ番号を明示していただければスクリーンにも投影させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日欠席の委員から意見書が提出されております。机上に配付しております ので、併せて御確認ください。 それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。 お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。私からは何点か意見があります。

第1部の3の地域社会の構造変化について何点かあります。

66ページの「エネルギー・環境問題などの変化」の項に地域での取組推進というような項目をぜひ挙げていただきたいと思います。後ほどの8項、77ページ目の「地域社会の変化」の中に地域脱炭素の促進とありますが、森林整備等の促進にとどまっているので、やはり地域全体について取り扱っていただくべきではないかと思います。

71ページ目の「人口減少・少子高齢化」という項目の中で、健康寿命と高齢者の社会参画ということでぜひ触れていただきたいという意見を持っています。

77ページ「地域社会の変化」の中で「地方活性化の取組み」という項目の中に観光とかインバウンド、要するに滞在人口の増加に対応するようなことを加えていただきたいと考えます。

93ページ目の「所得分類・課税方式」の配当所得について、非上場株式は総合課税であるというようになっています。これについてはそろそろ分離課税にしてもいいのではないかというように思っています。中小法人の6割は赤字であるということが203ページ目に出てくるのですが、それは場合によっては、この制度による利益を上げて配当で取るということではなくて、給与のルートで取っているという現状を表していることで、単純に赤字のパーセントを比較することはあまり意味がないのではないかと思います。

142ページ目に「基幹税としての固定資産税」という項目がありますが、住民サービスを提供するための基幹税であるのは確かだと思います。しかし、大規模開発やマンション開発による売買事例で地価が決まってしまうような場合、小規模事業者や住民に負担が回るということについてやはり考慮の必要があるかなと思います。公平性の観点からも地域に合わせて対応が必要かなというように思います。

188ページに法人税制は10%下がっているという項目がありますが、社会保険料はどうなのかというのは個人的にも知りたいな、同時に考えるべきではないかなと思います。

202ページ目に租税措置における新たな取組の中でマルチステークホルダー方式に 関する言及がありますが、好循環の実現にはサプライチェーン全体で収益を適切にシェアすることが不可欠であり、その意味ではぜひ前向きな取組を期待したいと思います。

203ページ目の13行目に中小企業はより大きな存在へと成長していくことが望ましくというような項目がありますが、中小企業を含めたいろいろなプレーヤーについての特性や役割、責任を考えた上で、ただ単に規模の拡大のみではなくて丁寧に扱って

いただきたいと考えています。以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

詳細までまとめていただいて大変すばらしい出来上がりだと評価させていただきたいと思います。その上に立って、まず104ページの金融所得課税の一体化についてでございます。

貯蓄から投資への流れを加速すべく、中小法人においても配当を行いやすい環境を整えるべきというように考えます。現在、中小企業のうち、特に業績のいい中小企業、ちょっと語弊がありますけれども、資本の部にストックされている内部留保、これを配当等をすることによって投資とか消費のインセンティブとなるというように確信をいたします。これは中小企業の内部留保の流動化にも資する大きな政策ではないかというように思われます。

一つには、中小法人が配当を行う場合には中小法人の所得のうち、配当に充てられた部分に対する法人税率を低くする。中小法人の個人株主が配当を受ける場合にも申告分離課税制度を認める。中小法人の個人株主が配当を受ける場合、配当控除を今、5%、10%という部分がございますけれども、これを引き上げるということが必要かと思います。

次に、153ページの「非課税取引」についてでございます。

消費税については消費に広く公平に負担を求める観点から、財又はサービスによる付加価値に対して均一に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべきというように考えますけれども、度重なる改正により非課税取引の範囲が拡大されてきております。いま一度、制度本来の趣旨に立ち返って非課税取引の範囲を見直すべきではないかというように考える次第でございます。

続いて、最後でございますけれども、202ページ、中小法人の税制について。これは書いていただいたことは評価いたしますけれども、少し簡潔にまとめ過ぎているという感がいたします。中小法人の必要性をもう少し手厚く記載するとともに、中小法人においても適切な賃上げの機運を醸成していくためにも、生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要であるという観点から、今後もさらなる税制による継続的な支援が必要であるというように考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇委員

ありがとうございます。 それでは、お願いします。

○委員

よろしくお願いいたします。私からも何点かコメントさせてください。

まず各論からですけれども、119ページ「所得再分配機能の観点からの検討」というのがあるのですが、所得控除の他にゼロ税率を含めた税調でも税額控除の議論があったと思います。所得控除の税額控除化です。全くそれが出てこないのは何でだろうということで、これは所得再分配機能の強化という観点からもさんざん議論したことですのでぜひ記載をいただければと思います。

それから、165ページなのですけれども、仕入税額控除の効果としてインフレ等の 影響を受けにくいという記載はあるのですが、先ほど御説明の中にはあったのですが、 ここには設備投資への誘引を阻害しないという意味での中立性という記載はないので すね。あとグローバル化の話は仕向地主義のメリットですけれども、仕入税額控除の メリットとして設備投資に対する誘引の中立性というところはちゃんと明記した方が いいのかなと思います。

それから、183ページですけれども、EUの例の国境調整措置ですが、制度の説明に とどまっています。これが一体何なのだということ、経済効果として要するにこれが 炭素税の市場国課税に当たるということ、そういう経済効果についてもちゃんと言及 しないと、ただの制度の解説に終わってしまうと思います。

それから、191ページの「法人税改革の取組み」ですけれども、法人税改革は大きく二つの流れがあったと思うのですね。一つは中立性を重視した広く薄い課税。それから、もう一つは研究開発税制を含む外部性の内部化といいますか、特定分野の成長を志向した政策税制という、この二つのアプローチがあって、それをうまく我が国の税制は法人税改革が行ったり来たりしているのだという、その全体像をちょっと見せられた方が何か分かりやすいのではないかと思いましたということですね。

それから、220ページですけれども、市場国で課税が行えないという課題があると書いているのですが、何で市場国で課税を行わなければいけないのかなという記載がないのですね。これは実は後で出てくるのです。231ページのところで、いわゆる英国のユーザー参加とか米国の無形資産上のマーケティングとか、ブランド価値ですね。需要サイド、市場国がブランド価値をつくるのだという記載があるのですね。だからこそ課税根拠が生まれるというのが231ページ辺りに出てくるのですが、その記載、もう少し前倒しにして、何で市場国で課税するのだということについてもう少し根拠づけされた方がいいかなと思いました。

それから、230ページですけれども、新たな課税ルールの意義というところで、市場国課税の話はさんざんあるのですが、第1の柱であれ、第2の柱であれ、もう一つ重要なのは超過収益に対する課税という考え方だと思います。第1の柱では、これは残余利益という言葉で説明されていますし、第2の柱では、一定の適用除外部分を除いた所得という言い回しになっているのですが、これはいずれも経済学的に考えれば

超過収益を意図しているという解釈になります。これは他の経済学者がみんな言っているので間違えてはないと思います。記載がすごく実務に偏っていて、理論的というか経済的な意味がちょっと分からなくなるので、その辺り、ちゃんと理論的な整理があった方がいいのではないかとは思いました。

あと最後に258ページなのですけれども、新しい時代の動きに適切に対応した「あるべき税制」の具体化についてなのですが、多分大きな変化は、これまでは源泉徴収と年末調整で完結した仕組みが、これから兼業であるとかフリーランスとか副業とか出てくるとみんなが税制に直接関わるという時代になってくるとすれば、やはり一般の人たちにも分かりやすい税制でなければならないという意味においては、簡素化という観点も求められるのではないか、何かそのような記載があってもいいのかなということと、この間の財政制度等審議会の建議では最後に書いてあるのですが、もう少し歴史的な観点、視点があってもいいのではないかということ。具体的には今日の税制が未来に残すインフラであるということ。今日の税制が未来をつくるのだという観点。逆に言うと、未来から見れば我々は歴史的に評価されているのだという観点、こういったことをちゃんと書かれた方が、余白が余っていますのでもう少し記載できるのではないかと思いました。

あと一言だけ、最後に全体なのですけれども、この答申を書くに当たって誰を読者としてイメージしているのかということは少し明確に考えられた方がいいと思います。何か文章のレベルに濃淡があって、すごく分かりやすい教科書的な記載と、えらくテクニカルな実務的な記載があるものですから、そのレベルがばらばらになっているので、これは一体どういう方々をそれぞれ読者として考えているのかということで、ある程度一貫性を持たせた方が、レベル感をある程度合わせた方がいいのではないかと思いました。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

〇委員

二点、申し上げます。

一つ目は120ページ、今、他の委員が言われたところと全く同じですが、12行目辺りで所得控除の在り方を検討すると書かれています。106ページの注のところで、ゼロ控除方式、税額控除方式など三つの選択肢を提示するということがすでに書かれておりますので、ここも所得控除の在り方というだけではなくて、控除の形態、税額控除を含めた控除の形態ということを入れていただければと思います。

それから、もう一点、207ページからの「外形標準課税のあり方」のところです。 ここでは、1億円以下に減資する企業が増えているということが問題提起されていま すが、外形標準課税の意義として縷々書かれている行政サービスの負担を広く分かち合う仕組みというところから考えると、全法人の1%未満しか負担しないという資本金基準そのものを問うべきだと思っています。したがって、208ページの5行目からのパラのところで、資本金基準の妥当性も見直すということを書いていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。 それでは、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

まず総論部分において御検討いただきたい点を申し上げたいと思います。

38ページ、中段に中立的な制度構築の必要性の一つとして、円滑な労働移動の促進も念頭にという文言が追記されていますが、中立的な税制の構築は応能負担の観点から、ライフスタイルや働き方の変化に対応すべきものであって、労働移動の促進を目的とすべきではありません。円滑な労働移動自体を否定するものではありませんが、この文脈での記載は適当ではないと考えますので、削除の検討をお願いしたいと存じます。

次に、各論部分について、昨年秋の議論において発言してきた内容などを踏まえ、 大きく二点、意見を述べたいと思います。

一点目は、個人所得課税についてです。

高所得者ほど所得税負担割合が低下する、いわゆる「一億円の壁」問題は令和5年度税制改正を経ても是正されておりません。課税の公平、公正実現の観点から、総合課税の将来的な実現に向けて全ての所得を合算して担税力の基準とし、そこに累進税率を適用する方向性に言及すべきと考えます。

また、高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる現行の所得控除方式から、所得水準にかかわらず、軽減額が一定の税額控除方式に見直した上で、配偶者控除については扶養関係と一定収入のみを基準とする扶養控除に整理・統合すべきと考えます。

二点目は、消費課税についてです。

まずガソリン、酒、たばこなど、消費税における二重課税の問題についても言及が必要と考えます。次に、自動車関連諸税において177ページ下段に、我が国の自動車の税負担が著しく高いというわけではないとの記載がありますが、各国の消費税率や付加価値税率に違いがある中、燃料課税と車体課税のみの比較では適当ではないと考えます。自動車関連諸税の課題は取得、保有、走行に対する9種類の複雑な課税と保有段階の税負担が欧米諸国と比較して重いという点です。特に地方部では一家で複数台を保有することが多いため、世帯当たりの税負担が非常に重く、負担の軽減、簡素

化が求められています。

具体的には、いわゆる当分の間税率と課税根拠を失っている自動車重量税の廃止に加えて、自動車の保有、走行に関わる課税根拠や税率の在り方を総合的に整理すべきです。また、見直しに当たっては、自動車関係諸税が地方の重要な財源となっていることも踏まえる必要があることを申し添えたいと思います。

最後に、所得税、消費税にまたがりますが、効果的・効率的な低所得者への支援策として、マイナンバーを活用した適切な所得把握に基づく給付付税額控除の仕組みの構築を検討項目に加えていただきたいと考えます。社会保険料、雇用保険料の半額相当分を所得税から控除する就労支援給付制度と、飲食料品など基礎的消費に関わる消費税負担分を給付する消費税還付制度の導入が必要と考えており、特に、就労支援給付制度はいわゆる130万円の壁問題の緩和にも効果が見込まれると考えております。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

他の委員の方々がおっしゃったことと重複する部分も含めて考えるところを一通り お話しします。

まず、配偶者控除、配偶者特別控除、109ページで今後とも様々な議論を踏まえて検討する必要がありますと極めて柔らかくというか、何も言ってない書きぶりなのですけれども、これは何度も議論を重ねてきたとおり、社会のマジョリティーに不利益をもたらす制度です。118ページに働き方など個人のライフコースの選択に中立的という項目があるのですが、これは加えて家族形態の選択に中立的なものを目指すべきというように考えますし、121ページ、公平性確保とキーワードがあるのですが、明らかに公平性の確保はできてない状態なので、そろそろ踏み込むべきではないでしょうかというのが一点目です。

二点目、法人課税に関して、これは総論と各論、両方に関わることで、前回申し上げたポイントも含めて繰り返したいと思います。

まず50ページで、企業を取り巻く経営環境の変化、グローバル化の中での我が国企業というのがあります。それから、各論で言うと197ページが該当します。従来の流れからの大きな変化として、米中対立を受けて中国外しのサプライチェーンの再構築が起こりつつあります。製造拠点としてのアジア諸国のコスト競争力と日本のコスト競争力の差の縮小も見られます。それを受けて基幹的な製造拠点としての国内回帰の流れが見え始めています。このタイミングで法人税制の立地競争力の維持というのは従来以上に重要になっているということをまず確認すべきかというように思います。

関連して、58ページ、産業の新陳代謝とスタートアップ・エコシステム、そして、198ページ、ビジネスの多様化(サービス化、スタートアップ)というようにございます。ここで強調したいのは、我が国のスタートアップ創出元年ということで総理からも昨年宣言が出たわけですが、このスタートアップ政策を進める上で特に大事なのはディープテック分野、研究開発型スタートアップです。したがって、この研究開発型スタートアップの育成あるいは誘致、これに資するような税制という考え方が重要だと思っています。

したがって、先ほど法人税制の立地競争力というように申し上げましたが、一律に 法人税を大きく引き下げるということが現実的でないという前提に立つのであれば、 研究開発型のスタートアップを世界から誘致をするためにどういう税制が必要になる かという観点で再構築をするタイミングではないでしょうか。

現状、研究開発型税制はもちろんございますが、これは今までどちらかというと国内の大企業向けに考案をされてきたものというように考えています。スタートアップを世界から集めるという観点で考えたときにどういう税制が必要なのかということはもう一度しっかり議論をする必要があると思っています。

関連して、産業の新陳代謝、これも総論の58ページにもあるキーワードなのですが、この新陳代謝を高めるということを考えると、いわゆるゾンビ企業の保護延命策をもうやめるべきタイミングだと考えています。具体的に申し上げると、例えば202ページの中小法人の軽減税率、さらには租特というものを続ける正当性があるのでしょうか。ここで文章の中では、雇用の7割を創出し、地域経済の中核であると、だから、守るのであるというように書かれているわけですが、新陳代謝が起こると雇用が減るわけではありません。より効率性の高い企業に雇用が移動するというのが現実です。そう考えると、保護ではなくて育成、中小企業政策ではなくてスタートアップ育成政策、こういう考え方に転換すべきタイミングではないかと考えています。

それに関連しまして、208ページ、法人事業税、外形標準課税、これの適用拡大というのも先ほどからも御指摘があるとおり、見直すべきタイミングだというように考えています。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いします。

○委員

私からは総論との関係で、この答申自身が何を主張したいのか、そういう観点から個別の税を見たらどうかということですけれども、二点か三点、指摘したいのですが、第一は、151から152の消費税について。消費税、151ページに「近年の消費税の歩み」ということで総論の復習をしているのです。非常に私は適切だと思うのですけれども、

消費税が1回、2回、上げられてきて、それから、予算総則にこの消費税は社会保障に使いましょうと。それから、税・社会保障の一体改革、抜本改正法、改革法が2012年に成立して、そして、消費税を上げられたということが151、152に書いてあって、そこで非常に重要な役割を果たしたのは2008年、麻生内閣のときなのですけれども、そのときのいわゆる中期プログラムで、そこに書かれたことも152ページに一点、二点、三点と非常に適切に書かれていると思います。

私の指摘は、そこまで152に書かれていて、152の13行目から、10%への段階的引上げを盛り込んだ税制抜本改革法が提出され、いわゆる成立したと。令和元年云々には引上げが行われましたと。前回も言ったのですけれども、ここで終わってしまうのですよね。ここで終わって、いきなり今度はもう技術的な制度的な軽減とインボイスで、そうではないのではないかと。

だから、この152ページの17行目まで復習したわけですよね。消費税について日本はどういうように取り組んできて、そして、その引上げもやってきました。その間に予算総則もつくりました。そして、消費税の目的は社会保障に使いましょうと。だから、ここからこそ書き込むところだったのではないのか。つまり、152ページの17と19行目の間に何を書くのか。つまり、社会保障一体改革はこれで終わったのですかと。いや、終わったかもしれない。そうでなければ、どういう形で消費税に取り組むのですか。そういうことを書き込んで初めてこの答申の総論部分と各論部分がつながると思います。これが一番言いたかったことです。

それから、納税環境整備、247ページなのですけれども、事務局の御報告があって、いろいろ御説明されて247ページの20行目ぐらいからデジタル化の以上の取組を進めることにより、将来的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み、記入済み申告書を実現すべきであると考えられます。そのイメージ図が248ページですけれども、ここは非常にいいと私は高く評価したいと思うのですが、今までの税調の取組でここまでよく踏み込んで書いた。ここまで書いた以上は、事務局が体を張ってこれを実現してもらいたいという強いエールの気持ちを込めて評価したいと思います。

もう少しであります。所得税のところで、やはり税額控除のところ、つまり、所得税と所得控除と対応して税額控除。具体的には子供扶養控除と子供手当、それをどう考えるかというのはやはり不可避だと。税額控除の役割というのに対して、もっと具体的に言えば子供手当ですけれども、そこの項目を立てて議論するぐらいの価値はあったかな。これは繰り返しです。

最後に外形について208ページです。208ページが地方税のところで、これで終わりです。外形標準課税の在り方で、208ページにいろいろ現状に問題があります。208ページの5行目ですけれども、こうした減資や組織再編により対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、成長志向の法人税改革の云々と書いてあって、外形標準課税の対象か

ら外れている実質的に大規模な法人を対象に、地域経済・企業経営の影響にも留意しながら制度的な見直しを検討。これは読み方によっては一方的だと思うのですよね。

つまり、最初から外形標準課税がこういうことをもたらす可能性というのは指摘されていたし、それなら、それゆえに外形標準対象から外れている云々対象に、やはり負担の実態をきちんと聞いてあげるということは私は非常に重要だと。誰も喜んで減資しているわけではなくてやむを得ずしているわけですから、なぜその人たちが減資としたのだろう。その負担の実態に耳を貸すという表現はおかしいかもしれませんけれども、負担の実態を明らかにしつつというのを入れるべきだと私は思います。

もう一つ言わせてもらうと、国際課税も力作だと思うのですけれども、どう扱うか、私も難しいと思うのですが、事務局がお触れでなかった点の一つは、アメリカの対応があるわけですよね。今日のウオールストリートの社説も大騒ぎ、非常に大きく取り上げていて、アメリカがここに来て、このピラー2についても非常に特に共和党ですけれども、アレルギーというか、拒否反応が強くなっている。書くべきか、あるいはどう書くのかというのはあるのですけれども、ここに来て、やはり各国の対応というか、アメリカも含む各国の対応というのを客観的に書かれたらどうかと思います。これは将来的にこの議論が数か月ぐらいで動いていくときに、この答申というのがそういう意味ではこの展開をしっかり見据えていたなというぐらいの内容でもしようがないと思うのですが、書かれていた方がいいかな。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 それでは、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

二点だけなのですけれども、一点目は、3ページにあるコラムで公共財について、警察や消防、社会インフラ、教育や福祉と挙げられているのですが、教育や福祉は公共財が満たすべき非排除性は満たしてないのではないかなというように思います。ここは例示ですので、教育や福祉を削除するのが賢明だと思います。社会インフラも混雑費用が生じるのではないかと思うのですけれども、ここはグレーゾーンだと思います。警察や消防は公共財の範疇に入ると言っていいと思いました。

それから、もう一点なのですけれども、199ページの「成長と分配の好循環」なのですが、ここで長期的な視点に立って一人一人への積極的な賃上げ、ステークホルダーへの還元とあって、それはもうそのとおりだと思います。もう一つ、やはり賃上げをするのも還元をするのも経済が成長してこそ持続可能だというように思いますので、やはり賃上げ、ステークホルダーへの還元を継続するための人的投資の重要性もここで触れてもいいと思いました。総論にも出てきて、この各論の199ページのちょっと

前にも出てきているので、くどいかもしれないけれども、この「成長と分配の好循環」 の中にその項目を含めてもいいというように考えました。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

今回の取りまとめ、ありがとうございます。258ページの「おわりに」のところに関しての意見なのですけれども、税は国のみならず国民の生活の基本となるものですから、本当に国民の意識を高くしなければならないため、学校教育に言及していただきましてありがとうございます。

働き方の多様化によって副業とかシェアリングエコノミー、デジプラへの出店とか、一方では、還付金詐欺とか不正な税務相談など自分自身が被害者であると同時に加害者にもなる可能性が国民一人一人にあるわけです。そうした中で税制度についての理解がより求められる状況にあるというように考えます。国民への情報発信のみならず、地方公共団体とか他省庁への情報発信とか連携というものが非常に重要になってきている時代かなというように考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

ものすごい力作だなというように思います。とても読みやすくなっているし、いいと思います。ただし、いいと思うのですが、分量はとても多いので、これを本当にみんなが手に取って税制を考えてくれるかというのは若干疑問が残る。では、どうしたらいいのと言われたら、そこは答えがないのですが、とてもいいのだけれども、これはどうやったらみんなに読んでもらえるのかというのはもう少し考えなければいけないところかなというように思いました。それが一つ。

あと、これは読んでいてGXとかの分野はどうしたらいいかなというように思います。例えば新しい税制に対して、炭素税とか、それから、消費税が入るかどうか分かりませんが、税を取らないと今の財政というのはやはり苦しいのですということがあるのだと思っていて、これから先、何で取っていきますかということについて何かいささかどれもこれも書かれていて、何を取るのかよく分からないという面はあると思っています。なので、若干炭素税というのは他の国でも取っているよというのを少し入れてみるとか、次の布石のためにも必要かなというように思いました。

それから、国際金融都市というのもまだ日本は目指しているらしいので、そういう 意味では、それに関する方向性を定義するようなところはちょっとないかなというよ うに思います。今回のというわけではないですが、将来的にはそこも入れていく必要 があるかなと。

あと204ページ以降にあります地方法人二税のところなのですが、ずっと書いていただいています。例えば差があるのは当たり前なのですよという話とかですね。ただ、本当に差があるので、例えば地方法人二税の絵を入れてみるとか、現実を少し一応出して、概要がこんなので、だから、これをこうやって変えていきますということがあった方がより読みやすくなるかなというように思いました。

私からは以上です。

○委員

ありがとうございます。 それでは、お願いします。

○委員

ありがとうございます。

答申案に即して何点か申し上げます。

まず総論部分では一点だけですけれども、63ページの4行目から6行目ですが、資本所得の代表例である上場株式等については、リターンを得る機会へのアクセスに格差はないと考えられます。むしろ、格差の専門家の間では資本所得の格差については資本所有の分散を通じて是正が可能だという見方もあることを示すべきではないかと思います。

次に、111ページから112ページ辺りに記載されている個人所得課税のその他の控除に関してですけれども、個人所得課税の仕組みの中で雑損失の繰越控除、特定非常災害に係る損失の繰越控除、上場株式等の譲渡損失の繰越控除などの記述がございませんが、こういった繰越控除の仕組みについても、例えば112ページの17行目と18行目の間などに記載を追加されてはいかがかと思います。

次に、119ページの5行目から9行目でございますが、個人退職勘定について具体的にどのような制度を想定されているかは分かりかねますが、仮に日本版IRAや日本版ロスIRAのような制度を想定されているようであれば、DCとNISAは制度目的や所得税の課税方法が異なるため、それぞれ別の制度として検討され、制度の発展を目指していく必要があると考えております。

次に、120ページの2行目から6行目や、また240ページの1行目から7行目に、「税務データを有効に活用し・・・所得税負担率の分布状況を分析」、「マイナンバー制度は申告書と法定調書等の名寄せを正確かつ効率的に行うことなどを通じ」といった記述がございますけれども、個人金融資産の過半を占めている預金については源泉分離課税とされ、マイナンバーの付番も義務化されていないので税務データがなく、

今後、金利が上昇した場合、所得や負担率の正確な分析はできない状況です。このような事実を記載すべきではないかと考えます。

次に、128ページの20行目から129ページの5行目でございますけれども、相続税の評価方法については、相続時点の時価としておりますが、実際には様々な資産に応じた評価方法があり、相続税の課税に大きな影響を与えており、かつ家計の資産選択にゆがみを与えているとの指摘がございます。例えば「日本再興戦略2016」にはこうした記述があります。固定資産税については、特例も含め詳細に評価の項目について記載されておりますが、相続税についても固定資産税と同様に評価の項目、具体的には評価の安全性の考え方、公示地価と路線価の2割の差の存在とその理由、有価証券の評価(時価、3か月)等を立てられてはいかがかと思います。

次に、129ページの16行目から18行目でございますが、近年、相続財産において金融資産の占める割合が増加しているのは、相続税評価において金融資産が時価評価される一方で、不動産が路線価や固定資産税評価額に基づいて時価よりも低く評価されていることも一因なのではないかと思います。また、バブル時代の地価高騰を受けて導入された小規模宅地等の特例が今もなお縮小せずに存在していることも不動産が低く評価されている要因かと思われます。そのような背景について説明をせずに金融資産の占める割合が増加、金融資産が増えていると単純に述べるのは国民に誤解を与えかねないと考えます。

また、同じく129ページの19行目から21行目でございますけれども、消費課税の章、162ページでも触れられているように、若いときに所得の一部を貯蓄し、高齢期にそれを取り崩して消費に充てるというライフサイクルを前提にするのであれば、高齢者世帯ほど金融資産を多く持っているのは自然だと思います。さらに、少子高齢化が急速に進行している我が国においては、その傾向がさらに強く出るのは当然ではないでしょうか。そのような背景について説明することなしに「偏在」という言葉で表現をするのは国民に誤解を与えかねないと考えます。

それから、細かい点ですけれども、198ページの24行目の「DAO」でございますが、 ここは注釈で御説明を付していただいた方がよいと思います。

次に、199ページの5行目から10行目「成長と分配の好循環」に関してですが、資産所得倍増プランにおいては、成長と分配の好循環の達成には雇用者の保有する金融資産からの所得を拡大し、持続的な企業価値向上の恩恵が家計にも及ぶという好循環をつくり上げる。このため、企業による雇用者への資産形成を強化することが必要である、とされておりますので、岸田政権の目玉政策としてこの点についても触れていただきたいと思います。

そして、200ページでございますが、これは非常に細かい点ですけれども、一番下の32行目のところで「必要性や有効性があることが」の後に「明確に」という文言を入れていただいて、明確に認められるもののみに限定するという記述にした方がよい

と考えます。もしくは、ここでEBPMについて言及していただいてもよろしいかと存じます。

次に、202ページの20行目から27行目「租税特別措置における新たな取組み」に関してでございますけれども、経産省が定めるマルチステークホルダー方針の様式では「株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ」と記載されています。この「株主にとどまらず」という表現を省略すると、従業員への還元や取引先への配慮のみが重要であるかのような誤解を国民に与える可能性がございますので、「株主にとどまらず」という表現を追加していただきたいと思います。

また、資料からは少し離れますが、日本の税務統計等の精緻化等について一言だけ申し上げます。税務統計はEBPMを推進していく上で重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく必要があると考えます。例えばGDP統計における家計の受取利子、配当額について、アメリカやイギリスでは税務データを積み上げて推計を行っていますが、日本では残差から推計することになっているため、実態との乖離が大きい可能性があることから、税務統計等の精緻化、公表を行うことで日本のGDP統計における分配側の計算の精度向上が図られるものと考えます。また、NISA制度の統計に関しても、各金融機関が税務署に提出しているデータを基に、より精緻な統計を作成・公表されてはいかがかと思います。

最後に、先ほど「一億円の壁」に関する御発言がございましたけれども、この会議ではこの問題については両論があったという理解をしておりますので、岸田政権の目 玉政策である資産所得倍増プランなども踏まえて、また、金融市場、経済への影響等を勘案した上で慎重な議論が必要なのではないかと思います。

また、先ほど「国際金融都市」について言及がございましたけれども、これについてもスペースがあればぜひ言及していただきたいと思います。

少し長くなりましたが、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○委員

非常にボリュームある報告書で、これまでの議論が一覧的に読み解くことができるという点で非常に価値があるかと思います。その一方で、やはり読者の方御自身、それぞれ興味があるところをつまみ食いしたいという方もいらっしゃるでしょうから、仕上がりの際には索引を充実させる、あるいはこのキーワードに興味がある方はここを見てくださいといった形で誘導するのがいいように思いました。

その上で、個別のところで幾つかコメントがあります。一つ目が、法人税の税率についてです。200ページに他国の状況ということで、米国及び英国の状況を取り上げ

ていただいております。ここ10年、20年ぐらいで取ると、先進国で税率を引き上げる動きは非常に珍しいということで挙げておられると思うのですけれども、一方で、チェリーピッキング的、いいとこ取りだなという気もします。例えばアメリカのIRAであれば差別的な形で自国に設備投資を誘導する措置を入れていますし、イギリスも設備投資を促進する税制措置を税率引上げのタイミングで充実させてきました。そういった意味で、税率だけに注目するのはやや一面的ではないかと思ったところです。

先ほど他の委員から、中立性という観点から税率を引下げ広いタックスベースを目指すという話と成長志向の観点での法人税改革という話がありましたけれども、今、世界的にどういう状況にあるかを把握するのもなかなか難しい状況ではないかと思います。一面的な捉え方は適切ではないと指摘させていただきます。

もう一つ、先ほども御指摘ありましたが、炭素税ではなく、日本は賦課金方式で行くということで、税ではないと整理されているかとは思います。しかし、国境税調整に関しての言及等をするのであれば、炭素税に向けてどういった取組をしているかどこかで触れてもいいのかなと感じたところです。

もう一つが消費税のところです。インボイスについては、欧州や、そのほかの付加 価値税を入れている国においては、電子化を進める、リアルタイム化を進めるという 方向を目指しています。還付が早くなるという意味では納税者の利益になりますので、 納税環境整備の方かもしれません。消費税の情報収集あるいは納付・還付をリアルタ イムに近づける方向で各国が動いているわけで、日本としてもその是非を検討すべき でしょうし、その点をどこかで言及していただければと思います。

また、地方税に関して、205ページ参考のところでちょこっと個人事業税について 言及があります。しかしながら、現状、個人事業税、限定列挙で課税対象が確定され ているため、新しい形でお金を稼いでいる方、例えばインフルエンサーといった形態 に対して、広告業ですくい取っているという話も聞きますけれども、働き方の変化に 応じて、非常に稼いでいるが、従来の個人事業税から外れているような職業について も、今後議論すべきだと思っております。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

私も今回、改めて修正したのを見まして、少なくとも総論のところは、修正してより簡素に本質的になったと思っています。普通、答申は修正すればするほど分かりづらくなるのですけれども、今回の場合は、総論ですが、より本質的に分かりやすくなりました。ぜひこのペースを維持していただきたいです。これから各論に入るわけですけれども、基本的にはこの基調を維持してほしいと思います。

文章もそんなに気になるところはありません。あえて言うと、今日挿入された文章に「思います」というのが一つ入っています。他のところはほとんど「思います」がないので、ここだけあえて「思います」を残す必要がないようにも思えます。今回は、答申を書くに当たって、読者に反感を買わないように、すんなり入ってもらうことを重視したということでした。が、文章の中に幾つか「言うまでもなく」というのがあります。昔、指導教官に「言うまでもなくだったら言うな」と説教された記憶がありまして、これは会長と事務局にお任せですが、この辺のところの修正を考えてほしいと思います。

各論の中で一番気になるのは、164ページ、168ページの社会保障と財源、少子化対策のところになります。ここのところは総論と同じで、私は本質的なところをずばっと簡素に書いていただいています。特に164ページの14行目から18行目にかけて、今の社会保険料と消費税のあり方の大原則を、シンプルに指摘しています。異次元の少子化対策をめぐって、今、いろいろ言われています。しかし、今回で言うと、やはり、この大原則を強調するのが、得策であると思っています。ただし、ここでしっかり書いてはいるのですが、途中でそんなに目立ちません。もう少し目立つように書いてもいい感じがします。ただし、反発を買ってもしようがありません。これをどうするかは、おまかせしたいと思います。

それから、168ページの方です。子育て対策を充実し、子供が増えれば増えるほど、一般財源が圧迫される状況になると、どうしても自治体は、子育て対策に二の足を踏んでしまう可能性があります。こうした事態にならないように、まさにここに書いてあるとおり、地方消費税をはじめとした財政基盤を確立していくことが重要です。既に必要なことはシンプルに書かれていますが、ここももう少し具体的に指摘してほしいところです。

それから、もう一点、先ほども指摘がありました142ページの固定資産税のところです。今後、デジタル化も含めて評価事務の効率化を図り、適正な評価をしていくことが12から15行に書かれていまして、その後、多様な地価ということが18から22行にかけて書かれています。東京都心の土地や家屋の価格上昇、かなり人口減少が進んできている地方都市の地価動向など、土地・家屋の価格動向が、まさに「多様に」なっていて、文字通り、今後、注視していかなければならない状況になっています。この点は既に書かれてはいますが、もう少し説明して、今後の調整措置のあり方ですとか、負担の公平化ですとか、こういう問題にかかわってくることを、説明してほしい気がしました。

ちなみに、囲み記事の公共財の話がありました。これは、今回、最初、公共財だったところを公的サービスに修正し、これはこれで正解だったのですが、囲み記事には公共財が残ってしまった結果です。こうした経緯を踏まえて、もう少し説明すると、基本的にはこのままいける感じがしました。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 それでは、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

私は二点発言をさせていただきますが、一点目は116ページ、117ページのところですね。これはまさに先ほどからも言及のありました「一億円の壁」の政策の税制改正のところで、117ページの図の下の方のところにございますような形で、30億円以上の所得のところで改正が行われた、課税強化が行われるという仕組みが導入されたということだったと思います。

ここは大変一歩として意義のあるところでありまして、この新しい課税方式が導入されたこと、私自身は驚きだったのですね。税制調査会での議論は金融所得課税をどうするかという議論をメインにやっていたように思うのです。つまり、税率を引き上げるかどうかとか、25%引き上げるかとか。しかし、今回導入された措置というのは一定以上の所得に対してある種のオルタナティブミニマムタックス、代替ミニマム税を入れる措置を取ったのと同じことですね。そういう名づけをしていないですけれども、一定以下の負担水準になる場合には、その最低水準を適用していくということになりますので、日本で初めてと言っていいのでしょうか、ここは事務局の皆様に御質問でもありますけれども、多分初めてこういった措置が導入されたことの意義をもう少し強調してもいいのかなというように思ったのが一点です。

そういうことなので、これで終わりというコメントはあまりないのではないかと思うのですよね。つまり、30億円以上だけ、ごく少数の方々だけに適用される制度である、これで十分「一億円の壁」がもたらしている問題の是正になっているわけではないことを勘案すると、これを第一歩として拡張していく可能性についても検討事項であるというところまで書いてもいいのかなというように思います。これが一点目です。

二点目は、資産課税についてなのですけれども、前半の考え方なのですが、タックス・ミックスにおける資産課税の重要性をもう少し強調してもいいのかなというように思いました。

現在の岸田内閣における税制の議論を鑑みましても、防衛費は所得、法人あるいはたばこ税といったところにかかっていくことが議論されていますし、消費税は消費税で事実上の社会保障目的税としての議論が行われている中で、子育てに関しては御案内のように医療費関係で社会保険料のところに議論がかかってきている中で、資産課税に対する財源調達上のタックス・ミックスのバランスとしての位置づけがあまり議論されていないような気がするのですね。

やはり資産課税というものが、つまり、新しい負担を考えていくのに、フローに対

して課税することが主として議論されていて、どうしても労働や生産、消費というところに食い込んでいくということで生産、消費に対して様々な負の影響、負荷がかかってくるのですよね。こういった生産、消費あるいは労働といったところに負荷をかけず財源調達をしていく上で、フローとともにストックにやはり課税をしていくことが今後の日本を支えていくには非常に重要な視点だということで、資産課税のそういう意味での役割、ストックでも受けていくのだということをもう少しどこかで、場所はタックス・ミックスのところなのか分かりませんが、その点が強調されていいように思います。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○委員

大変大部なものをおまとめいただきましてありがとうございました。

三点申し上げたいと思うのですが、一つは38ページで、「労働移動の円滑化」ということだけだと確かに読んでよく分からない方がいらっしゃるかもしれないのですが、成長分野への労働移動の円滑化によって賃金上昇への好循環をつくるというメッセージがそこには入っているはずなので、そういったニュアンスで書いていただくのがよいのではないかというように思っております。

同様の点が97ページで、退職金のところでも出てきているのですけれども、これは 明朝体の方でございますが、最後に退職金の支給形態について支給形態の様々な動向 に応じてと書いてございますが、ここは労働市場の動向ということもお書きいただい た方がいいのではないかというように思っております。

二点目は109ページで、配偶者控除のことで、やはり大きく環境が変わってきて、今、全体として共働き、共育てというような、そういうことが言われるようになってきている中で、女性の就労に中立的にするという意味で、配偶者控除については今後ともというよりは、もう少し前向きな書きぶりができたらいいのではないかというように希望をしております。

最後でございますけれども、納税環境整備のところでデジタル化のことなどが245ページ辺りのところでたくさん出てきているのですが、インボイスが今回入ることについては随分前の方で記載があるのですが、デジタル化についてもこれが非常に重要であるというような記載がちょっと出てきていないのですが、また現在、標準化されたデジタルインボイスを入れていくとか、いろいろな動きもございますので、何らかのデジタル化対応のところでこの点も触れておいてはいかがかなというように思います。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

私からは二点です。

一点は、先ほどの他の委員の消費税のところの御発言に私も賛同いたします。151ページ、152ページの消費税の歩みのところ、その後に、では、この今の時点で、あるいは将来に向けてどうなのかというところの言及がなく各論に行ってしまっているというところに分かりづらさがあるのではないかなと。確かにこの報告書を最初からじっくり読むと、租税の十分性の話をしたり、国民負担率の話をしたりとか、税の機能というのが大事ですよということから類推すれば場合によっては消費税のさらなる出番もありますよというように読めるということかもしれませんけれども、実際、この報告書を手に取った人はそこまで読み込むとは限らない。それから、第2部が各論で具体的な提案ということですので、そこのところで何らかの消費税全体についての基本的な考え方というのを触れておくということは必要ではないかというように考えます。

もう一つは、ちょっとそれにも関連する面もあるのですけれども、財政の健全化という、あるいは持続性、持続可能な財政というのをこの中でどこで押さえているのかなという点です。全体の目次を見たときに第1章、第2章の各項目を見ると、そういった項目の見出しが立っていないわけですね。一番その点について触れているのが第1部の9番目の「我が国財政の構造的な悪化」というところです。ただし、第1部のこの辺は、これまで起きたことの振り返りという立てつけなので、読み手にはそういう過去の話だなというような見え方をすると思います。実際には、この9番のところの83ページなどに「財政健全化目標」という見出しがあって、「そのためには、租税の財源調達機能がしっかりと発揮されることが不可欠です」というように主張が書いてあるのですね。

それから、86ページの「国民負担率の国際比較」、87ページの最後の方に青字ですけれども、「財政の持続可能性を確保するために、租税に求められる機能を回復することが重要です」と、これも主義主張が書いてあるわけですね。ただ、先ほど申し上げましたようにここのパートというのはそういうメッセージを発するパートというようには見えない立てつけになっていますので、こういったところの文は、ここというよりも第2部に1項目設けるか、あるいは第1部のもっと前の方の歩み、これまで起きたことの振り返りでないところなりにそれなりに目に留まる形で置く必要があるのではないか。その財政健全化ということについてもしっかり押さえておくというのがこの政府税調の非常に重要な役割機能ではないかというように考えます。

以上です。

○委員

ありがとうございます。 お願いいたします。

○委員

今回、事務局の方で大部にわたる答申案をおまとめいただきまして、本当にありが とうございます。本当にしっかりとした内容のものが出されてきたなと思いながら拝 読させていただきました。その上で、既に多くの委員の方からいろいろなことを指摘 されているところなので、まだ意見として出ていないところを幾つか申し上げたいと 思います。

まず、最後の258ページになるのでしょうか。この「おわりに」という項目を入れてくださったということなのですけれども、ここのところはこれからの「あるべき税制」の姿について今後、みんなで考えていこうという国民の皆様に対するメッセージという位置づけだと思いました。

先ほど、この答申は誰に対するものなのかという御意見が出ていましたけれども、 私もこれを読んで全く同じように感じまして、もしこれを広く国民の皆様に伝えてい くということであるとするならば、やはり書きぶりを少し調整する必要があると思っ たところです。

例えば一つ目、8行目から9行目のところで「自ら考え議論に参画していただけるよう」というようになっているわけですけれども、むしろ税調のメンバーも国民の皆様も一緒にこれからのあるべき姿について考えていこうという、そういうスタンスに立って、考えていただくということではなく、一緒に考えるというスタンスで書いていく方が共感が得られるというように思ったところがございます。

あとは学校教育のことが挙がっているわけですけれども、子供たちも含めて広く税の意義、役割を学ぶというのは必ずしも学校教育だけでもないので、学校教育をはじめですとか、あるいは社会教育ですとか家庭教育なんかも含めていろいろな場面でこういうことを考えていけるようにという書きぶりがいいのではないかと思いました。

また、11行目から12行目のところで「私たち一人ひとりが自分なりの理想の社会」というように書いてくださっているのですけれども、むしろ今の若い世代などを中心に、これから多様性が尊重される社会、持続可能な環境の確保といった理念に対して皆で共感しながら、そういった社会をつくっていくために必要な公的なサービスの在り方あるいは税制というものを一緒につくっていこうという、そういうマインドの若い世代は増えていると思うので、自分なりという書き方よりも、そういった理想の社会、あるべき社会というものを一緒に考えて、それに対して必要な税制を考えるという書きぶりにしてはどうかと思いました。

もう一点、これは議論のあるところなのですけれども、例えばこのページの4行目のところに「国民一人ひとり」というように書かれていて、この答申全体で「国民」

という言葉がたくさん出てきます。ただ、11行目のところには「私たち一人ひとり」というようになっていて、この「私たち」という言葉と「国民」という言葉をやはり上手に使い分けていくというところが必要と思ったところがございます。本当に多様な納税者の方もいらっしゃいますし、国民という言葉を使う意味も理解しますけれども、そこの使い分けについて工夫されていいというふうに思いました。

それから、もう一点、デジタルのところで250ページ前後のところなのですけれども、やはり今、デジタル化の進展というところは言われているわけですが、なかなか導入されたシステム自体の使い勝手が改善されないといった課題も多いところもあります。そう考えたときに、一つは、地方税のところ、eLTAXのお話が出てくるのですが、まずここについては、できれば地方の課税自主権の確保が妨げられないというところをぜひ注でも構わないので入れていただければと思います。もちろん、妨げられないのですけれども、やはり課税自主権を発揮しにくくなってしまう環境になっては望ましくないというように思います。

あと、それからもう一点は、デジタル化の進展で納税の利便性とかワンクリックでというような話がこの後ろのところ、252ページ辺りに出てくるわけですけれども、やはりそのプロセスの中でまだまだそういったものについていけない方もいらっしゃるので、配慮についても議論が出ていたと思うので、少しやはり国民皆様がデジタル化ということにうまく移行していけるような、そういう支援についても少し書き、補足をしておくということが必要ではないかなというように思いました。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。 それでは、お願いします。

○委員

今回は各論の部分、非常に詳細にまとめていただいて大変いいものになっていると 思いますが、二点と、細かい点を一点だけ申し上げます。

まず一つは、地方税に関する17から18ページ目のところで、十分性ということをまず挙げられて、それを含めて議論を始められていると思うのですけれども、今、私、シャウプ勧告を持ってきているのですが、その23ページを見ると、地方団体は現在3,760億円を種々の財源から調達している。我々は、これを4,250億円に増加するために云々ということで、結局どれだけのものが地方団体で必要なのか、何が十分なのかということを、国税の場合は全体ということが分かるのですけれども、地方団体は地方交付税の問題もありますし、そこら辺を含めて、この十分性というものをどう考えるのか。もちろん、シャウプ勧告のような数字を出すことまでは難しいかもしれませんけれども、その考え方みたいなものをもう少し出すといいのではないかと。これは今回、地方税 5 原則というのが注から本文に上がってきましたので、それとの関係

でここら辺のところも注目されるかなということでございます。

二点目は、GX税制あるいは炭素税の問題です。これはあくまでも体系的なことだけなのですけれども、この答申では消費課税の中に入っていて、その後ろの方に自動車・エネルギー関係税制ということでごちゃっと入っている。これは国民の方々への見ていただき方として、この整理がいいのか、それとも、もう少し環境関連税制とか、GX税制とか、あるいは炭素税とか、そういう見せ方をするのか。

現在、温対税は二酸化炭素1トン当たり289円ですけれども、EUのカーボンプライシングなんかを見ていると1トン当たりもう1万円を超えるような値段がついているわけで、恐らく今後、日本が炭素税のタックスへイブンと言われないようにするためにはある程度の御負担ということは生じてくるだろうと思いますので、そこら辺のところも見据えながらですね。

それから、また消費課税に限るのかどうかというところも問題でありまして、企業が同じ収益を得るときにやはりよりグリーンなやり方で収益を得た方が収益が上がるのだというところから見れば、これは一種の企業課税とも見られないわけではないです。

それから、この中の車体関係課税なんかは直接税だというように整理すべきものも例えばマイカーなんかはそうだと思うのです。直接だと思うのですけれども、そういうこともありまして、なかなか従来の所得税、資産税、消費税の中にこのGX関連税制を入れるのは難しい、学問的には非常に面白いところなのですが、ここをどういうようにするかというところをもう少し新しい見せ方みたいなものがあるのかなというように思いました。

あとは本当に細かいことですけれども、固定資産税の140ページと143ページで、小見出しが「所有者不明土地や空き家への対応」という全く同じのがついているのですが、それでいいのかどうかというところもちょっと御検討いただければと思います。 以上です。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○委員

五点あります。

第一点、242ページの最後の段落のところです。次のページ以降の構成を前出しされたのは結構だと思います。要するに、2と3が利便性確保で、4と5が公平性確保と理解します。同じような構造は個人所得課税の課題について、120ページから121ページにもあるところで、現時点ではこの利便性確保と公平性確保の二つという構成は支持できます。しかし、将来的には、利便性向上と公平性確保は必ずしも二項対立関係にならない可能性があると思います。例えばOECDの税務長官会議では、2020年の

Tax Administration3.0という報告書で、納税者のナチュラルシステムに税務がシームレスにつながっていく、こういう将来像を示しています。こういう展望に言及してはどうか。先ほど他の委員が電子インボイスに言及されて、リアルタイムで情報を共有できる世界について言及されました。同じような問題意識です。

第二点、248ページの(3)の記述です。この記述に私も賛成で、それは他の委員が先ほどおっしゃったとおりなのですけれども、これに加えて、急速なデジタル化に必ずしも対応しにくい方を支援する体制が重要だということを書くべきではないでしょうか。つまり、誰一人取り残さない包摂的な行政運営が求められるという旨を記すべきではないか。

三点目、257ページです。257ページの14行目を見ますと、「されれば」という箇所があります。この前後のロジックのつながりが必ずしも十分に説明されていないように思います。隠れた前提があって、大多数の納税者は法を遵守して自発的に納税している。この隠れた前提があるから、納税者が簡便かつ適正に申告等を行うことができる仕組みが構築されれば、従来は紙の処理などに追われていた税務行政に資源のゆとりが生ずる。そこで、そういった資源のゆとりを活用することによって、少数の悪質な納税者による巧妙な不正等に重点的に対処することができる。こういうロジックではないかと思います。つまり、納税者の属性に応じて当局が対応をしていくという応答的規制(responsive regulation)の考え方です。行間に隠れているこういうロジックを書き込んでおいた方が読者には理解しやすいのではないか。

四点目、ちょっと細かい点ですが、239ページです。239ページの注133の配置についてです。罰則の説明はその次の文で初めて出てきます。したがいまして、この注133の配置は15行目の罰則というところに移動するか、あるいは16行目の文末に置くべきではないか。

それから、注の134ですが、ここのポイントは2行目にある納税者による納付というのが、あくまで多くの場合、自発的に皆さん払っている、自発的だというところがポイントで。したがって、ここは納税者による自発的納付としてはどうか。

また、この239ページの節が申告納税制度に力点を置く趣旨はよく理解できるところです。他方で、日本の租税環境において源泉徴収が果たしている役割は極めて大きいわけで、所得税の95ページにはしっかりした叙述があります。そこで、ここの納税環境整備のところで注を設けて、納税環境として重要な源泉徴収については95ページを参照といったような具合に相互参照をかけておいてはどうか。

五点目です。241ページから242ページにかけてです。241ページの26行目のところで「特殊性」という言葉が出てきます。しかし、通常の民事上の債権でも、例えば消費者契約上の債権のように当事者間に情報の非対称性がある例は存在しています。したがって、ここは「特殊性」という言葉ではなくて、むしろ「特徴」などと表現すべきではないか。同じように242ページ、次のページの5行目も「特殊性」という言葉

が出てきますが、同じ理由で文言を修正すべきではないか。その際、前のページから 少し間が空いていますので、例えば、上述した租税債権の特徴といったような表現が 適切ではないか。

以上五点ですが、先ほどからの御議論を伺っていて思ったことを付け加えます。給付つき税額控除に触れるべきだという御意見が幾つかありました。しかし、これは執行体制が整わなければうまく回らないわけで、その点についての議論を尽くさなければいけないのではないか。これは個人的な感想です。

○委員

ありがとうございます。

ここまでで挙手された方には全て御発言をいただきましたが、よろしいでしょうか ね。

それでは、事務局から何かコメント等がございましたらお願いできますでしょうか。 よろしいですか。

多くの貴重な御意見・御指摘を賜りまして、本当にありがとうございます。なかなか気がついてない点もいっぱいございまして、本当に皆様のおかげでいろいろと理論的に整合性の高いきれいなものができるのではないかということをなお続けていこうと思います。

本日いただいた御意見につきましては、神野会長代理や事務局の皆様とも相談しながら、さらに修文を含め詳しく検討してみたいと思います。

修文検討の途上で、先生方に御発言の御趣旨を伺ったり、その他、個別に御相談を させていただくことがあるかもしれませんが、その際には御協力をどうかよろしくお 願いいたします。

次回は、6月16日の金曜日の午前の開催を予定しております。次回も自由闊達なやり取りを行っていただくため非公開の起草会合として開催したいと思っております。

本日はこの辺りで終了いたします。本日の会議の概略につきましては、この後、私 の方から記者会見で記者の皆様に御紹介したいと思います。

なお、繰り返しになりますが、情報管理の観点から、まだ作成途上のものですので、 本日の紙の資料は机の上に残したまま御退室いただければと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

「閉会」